

(宗) 日本キリスト教団摂津三田教会

附属三田こぼと保育園 重要事項説明書

# 三田こぼと保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は次のとおりです。

## 1. 施設運営主体

名称	宗教法人 日本キリスト教団 摂津三田教会
代表者氏名	代表役員 西脇 正之
所在地	兵庫県三田市屋敷町 7-25
電話番号	079-563-0477

## 2. 利用施設

施設の種類	保育所		
施設の名称	三田こぼと保育園		
施設の所在地	兵庫県三田市屋敷町 7-25		
連絡先	電話番号 079-562-4059 FAX079-562-4093		
管理者	園長 高橋 春男		
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする小学校就学前児童 (0歳児については生後8ヶ月以上)		
利用定員	2号認定(満3歳以上)	3号認定(満3歳未満)	園全体
	40人	20人	60人
開設年月日	1957年9月1日		
事業所番号	××××××××××		

※利用定員につきましては、保育園利用希望者が多く該当市から入園依頼がある場合は、定められた範囲内（利用定員の120% 72人を越えない）において定員を超過し受け入れることがあります。受入超過の場合も、受入人数に応じて定められた職員の配置を行います。

## 3. 施設の目的・運営方針

三田こぼと保育園（以下「当園」という）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 当園は、保育の提供にあたり、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
  - ・よりよい環境の中で「一人ひとりを大切にする」保育を目指します。
  - ・子どもを一個の人格として尊重し、常に子どもの「最善の利益」が守られるよう配慮します。
  - ・子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培います。
- 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- 当園は、園児の家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4. 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	1,147.42 m <sup>2</sup>
	園庭	375.46 m <sup>2</sup>
建物	構造	鉄筋コンクリート
	延べ面積	614.34 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	4室	
遊戯室	1室	
調理室	1室	
設備の種類	屋外プール、保育室冷暖房	
その他		

#### 5. 職員体制

(2015年4月1日現在)

職種	員数	備考
園長	1名	保育園の統括責任を持ちます。
主・副主任保育士	2名	保育業務全般をまとめます
保育士	15名	保育・クラス運営
調理員	4名	安心・安全な給食の提供
事務員	1名	保育園の経理事務全般

※「法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）」に定める基準に基づき、上記の職種の職員を配置しています。

#### 6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時～午後7時（土曜日のみ午後6時まで）
休園日	日曜日、祝日、12月29日～1月3日
その他	

#### 7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

保育標準時間認定	保育時間	午前7時00分～午後6時00分
	延長保育時間	午後6時00分～午後7時00分
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分～午後4時30分
	延長保育時間	午前7時00分～午前8時30分 午後4時30分～午後7時00分

※上記保育時間以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、市にお支払いいただく通常保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。  
尚、1歳に達するまでは、園長保育のお申し込みをお受けできません。

## 8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### （1）特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

### （2）キリスト教会附属の認可保育園です。

異なった個性と人格を大切にし、一人ひとりの子どもが持っているものをしっかり受けとめます。それぞれの育って行こうとする力を信じて援助し、個々の発達を実現する保育を行う中でお互いに育ちあうことが大切と考えています。そして、すべての子ども、保護者、職員、設置母体の教会が協働して思いをひとつにし、「共に生き、共に成長する」ことを目標としています。また、いのちを大切さや、食べ物への感謝の心を育むため、動植物の飼育・栽培を行っています。

### （3）地域子育て支援活動（あいあい広場）

地域での子育て家庭・児童に対し、施設設備や人材を有効に活用した子育て支援活動を行います。

## 9. 食事の提供方法

### （1）食事の提供方法

保育園で提供させていただく食事は、すべて自園調理をします。

### （2）食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

献立表は月々のものを前月末までに配布いたします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	昼 食	おやっ	夕 間 食
0・1歳児	11時頃	2時45分頃	6時頃
2歳児	11時30分頃	〃	〃
3歳児	11時30分頃	〃	〃
4・5歳児	12時頃	〃	〃

### （3）アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、可能な範囲で除去食及び代替食にて対応させていただきますのでご相談ください。その際、医師による診断書等の提出をお願いいたします。

## 10. 利用料金

### （1）特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市に対し、当該市が定める保育料をお支払いいただきます。

### （2）保育の提供に要する実費に係る利用者負担等（実費負担）

上記（1）に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用のご負担をお願いします。

お支払い方法については、別途お知らせいたします。

### 1 1. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 当該園児に係る支給認定の効力が失われたとき
- (2) 保護者から当園の利用について取消しの申し出があったとき
- (3) 三田市が当該園児の利用継続について不可能であると認めたとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### 1 2. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### (1) 内 科

医療機関の名称	三田市医師会
医院長名又は医師名	若 林 良 (内科・小児科)
所 在 地	必要に応じて、保育園が取り次ぎます。
電 話 番 号	

#### (2) 歯 科

医療機関の名称	飯田歯科医院
医院長名又は医師名	飯田 啓方
所 在 地	三田市南が丘 1-40-22 井之上建設ビル 2 階
電 話 番 号	079-564-4868

### 1 3. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

### 1 4. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 主任保育士 辰巳 晶子</li> <li>・解決責任者 園 長 高橋 春男</li> <li>・ご利用時間 保育園開園時間内</li> <li>・電話番号 079-562-4059 fax079-562-4093</li> </ul> 担当者が不在の場合は、職員まで申し出ください。	
第三者委員	大東 真弓	電話番号 079-563-7268
		三田市民生・児童委員

※当園では、上記のほか受付に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

### 1 5. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防 災 設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・ガス漏れ報知器 有</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有</li> </ul> ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 火災避難時に有効なバルコニーを有しています。
避難・防災訓練	総合訓練 年 2 回、通常避難訓練は、毎月 1 回実施

## 16. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険の種類	全国私立保育園連盟保険「ほいくのほけん」
保険の内容	施設賠償責任保険、園児団体傷害保険
保険金額（補償限度額）	対人1名2億円、1事故10億円、対物200万円

## 17. 自家用自動車通園に於ける駐車場について

当園には朝夕の園児送迎車両用の専用駐車場はございません。

自家用自動車での送迎については、近隣の有料駐車場を利用ください。

（保育園より、駐車チケット購入に対し補助をしています）

※近隣住民にご迷惑が掛かり非常に危険を伴いますので、保育園周辺の路上（駐車禁止区間）には、絶対路上駐車をされないようお願いいたします。

## 18. 当園におけるその他の留意事項

当園では保護者会組織による保護者会活動を行っておられます。

※保護者会からの会費の徴収があります。

※当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細なご説明につきましては、別途当園が作成する入園のしおりにおいて提示させていただきます。

## 別 表

### 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
2号認定児に係る主食費	2号認定児にかかわる給食費は副食のみの算定（お米代として）	月額 700円
個人持ち保育用品	個人持ち用品購入分のご負担	実費
共済掛金	日本スポーツセンター掛金	250円

### 2 延長保育に係る利用者負担金

#### (1) 保育標準時間認定に係る延長保育料

延長保育（月極利用） 1ヶ月 5,000円

臨時延長（スポット利用） 1回あたり 500円（月額5,000円上限）

#### (2) 保育短時間認定に係る延長保育料

ア 7時00分～8時30分まで利用された場合 30分毎に100円

イ 16時30分～18時00分まで利用された場合 30分毎に100円

注) 同日に、アの時間帯（7時～8時30分まで）とイの時間帯（16時30分～18時まで）を共に利用された場合については、それぞれの延長保育料の支払いが発生いたします。また18時以降は標準時間臨時延長を適用します。

### 3 有料駐車サービスチケットについて（送迎に自家用車をご利用のご家庭のみ）

30分のサービスチケットを、利用金保育園負担で補助しています。

朝夕の登降園の際、必要に応じてご利用ください。30分を超える場合、保育園行事等で長時間駐車となる場合は、各自でご負担をお願いいたします。

（チケットは、1回利用で一枚しか使用できません。）